

別表第2 敷地および共用部分等における専用使用部分の表示

専用 使用部分	区 分	位 置	用 法	期 間	条 件	使 用 者
玄関扉、 窓枠窓ガラス、面 格子		各住戸に付属する 玄関扉、窓枠、 窓ガラス、面格子	通常の玄関扉、窓枠、 窓ガラス、面格子としての 用法	区分所有権 存 続 中	無 償	当該住居の区分所 有者（賃借人等も 含む）
集合郵便受		1 階	通常の郵便受としての 用法	同 上	同 上	同 上
水道・電気等の共 用施設		各 階	通常の共用施設として 用法	同 上	同 上	東京電力株式会社 等の当該事業者
バルコニー		各住戸に付属するバル コニー	通常バルコニーとして の用法。ただし、建造物を 構築又は設置しないこと。 避難の障害となるものを 置かないこと。	同 上	同上	当該部分に接する 住戸の区分所有者 （賃借人等も含む）
管理人室		1 階	通常管理人室としての 用法	管理委託契 約書による	無 償	業務委託を受けた 者
自転車置場		同 上	通常自転車置場として の用法	自転車置場 使用細則に よる	有償 （自転車置場使用細 則による）	当該住居の区分所 有者（賃借人等も 含む）